

保 保 発 0 5 0 9 第 1 号
年 管 管 発 0 5 0 9 第 1 号
平 成 2 3 年 5 月 9 日

日本年金機構事業管理部門担当理事 殿

厚生労働省保険局保険課長



厚生労働省年金局事業管理課長



東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律
における厚生年金保険等の標準報酬月額の設定等の特例措置について

標記については、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」（平成23年法律第40号）、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第2条第2項及び第3項の市町村を定める政令」（平成23年政令第127号）、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する省令」（平成23年厚生労働省令第57号）において必要な諸規定の整備が図られたところであり、その取扱いについては、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律における厚生年金保険等の特例措置について」（平成23年5月2日保発0502第6号・年発0502第3号・雇児発0502第3号保険局長、年金局長及び雇用均等・児童家庭局長連名通知。以下「局長通知」という。）によるほか、下記の事項に留意し、その適正な取扱いに配慮されたい。

なお、今回の特例措置を円滑に運用するためには、事業主等の本特例措置に対する正しい理解が前提となるので、その周知徹底を図られたい。

記

第1 特例措置の対象

1 対象事業所

局長通知第2の3の(5)については、取引先の事業所が東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下「大震災」という。）による損壊等を受けたこ

とにより部品・原材料の調達が困難となり、かつ代替調達先が見つからず、休業を余儀なくされた場合などが想定されるものであり、その被害について総合的に判断すること。

2 厚生年金保険法第8条の2及び健康保険法第34条に規定される一括適用事業所など複数の工場や支店を有する事業所で、工場や支店を含めて本社が適用事業所である場合の取扱い

(1) 厚生年金等の適用事業所とされている事業所（以下「本社」という。）が特定被災区域にある場合

① 本社が特定被災区域にある場合には、適用事業所以外の事業所（以下「支社等」という。）を含め事業所全体が特例措置の対象となるため、局長通知において示された基準により、標準報酬月額の見直し及び保険料の免除を行うこと。

② ①において、保険料の免除の基準を満たさない場合であっても、次のア及びイに掲げる要件を満たす場合には、事業所全体の保険料の免除を行うことができることとする。

ア 特定被災区域にあり大震災による被害を受けた本社及び支社等の被保険者数が事業所全体の被保険者数の概ね過半であること。

イ 特定被災区域にある本社及び支社等の概ね過半の被保険者について、報酬の支払いに著しい支障が生じていること。

(2) 本社が特定被災区域外にある場合

本社が特定被災区域外であっても、特定被災区域にある支社等が次のアに掲げる要件を満たす場合には、事業所全体の被保険者を対象として標準報酬月額の見直しを行うことができることとする。

また、次のア及びイに掲げる要件を満たす場合には、事業所全体の保険料の免除を行うことができることとする。

ア 特定被災区域にあり大震災による被害を受けた支社等の被保険者数が事業所全体の被保険者数の概ね過半であること。

イ 特定被災区域にある支社等の概ね過半の被保険者について、報酬の支払いに著しい支障が生じていること。

3 対象期間

局長通知第2の3の(3)の屋内退避指示の対象地域に、平成23年3月11日において現に事業所が所在した場合については、同年6月末日までの間、標準報酬月額の見直し及び保険料の免除の特例措置の対象となること。

第2 標準報酬月額の見直しの特例

1 標準報酬月額の見直しの届出

局長通知第2の1により標準報酬月額の見直しの特例（以下「機動的見直し」という。）を受けようとする事業主は、現行の被保険者報酬月額変更届のほか、

東日本大震災に関する被害状況申立書(様式1)を届出させることとしたこと。
その際、市町村長等が交付する罹災証明書がある場合には、当該証明書を添付して届出させることとしているが、罹災証明書の交付を受けていない場合は、当該申立書(様式1)に被害の状況を記載することでこれに代えることができるものであること。

なお、局長通知第2の2により機動的改定を受けようとする事業主については、東日本大震災に関する被害状況申立書(様式1)の添付を略することができるものであること。

2 その他

- (1) 機動的改定については、報酬支払の基礎となった日数が17日未満であっても差し支えないこと。
- (2) 労働基準法第26条、労働協約、就業規則、労働契約に基づく休業手当については、報酬として取り扱うため、標準報酬月額を算定する際には、休業手当の額を含めること。
- (3) 決定された標準報酬月額に係る事務処理については、現行の随時改定と同様であること。
- (4) 機動的改定に伴う届書については、現行の随時改定の届書と区分し、保管すること。

第3 保険料の免除の特例

1 保険料の免除の届出

保険料の免除を受けようとする事業主は、東日本大震災に関する被害状況申立書(様式1)及び免除申請書(様式2)を届出させることとしたこと。

その際、東日本大震災に関する被害状況申立書について、市町村長等が交付する罹災証明書がある場合には、当該証明書を添付して届出させることとしているが、罹災証明書の交付を受けていない場合は、当該申立書(様式1)に被害の状況を記載することでこれに代えることができるものであること。

なお、この免除申請書の提出以前に、当該事業主から機動的改定の申出があり、東日本大震災に関する被害状況申立書(様式1)及び罹災証明書等が添付されている場合にあっては、これらの書類は不要であること。

2 機動的改定との関係

事業主が保険料の免除を申請する際には、被保険者の標準報酬月額が事業主から支払われている報酬の実態を反映したものであることが必要であることから、事業主は原則として第2の1の届出をした後に保険料の免除の申請を行うこととなること。ただし、同時提出の場合はこれを受理して差し支えないものであること。

3 保険料の免除の審査

- (1) 保険料の免除の審査にあたっては、局長通知の第3によること。
なお、標準報酬月額の下限の人数については、大震災の被害にかかわらず従前より標準報酬月額の下限であった者を含み判断して差し支えないこと。
- (2) 労働基準法第26条、労働協約、就業規則、労働契約に基づく休業手当については、報酬として取り扱うため、標準報酬月額を算定する際には、休業手当の額を含めることとしているが、保険料の免除の要件である「報酬の支払いに著しい支障が生じている場合」を判断する際には、報酬額から休業手当の額を控除した額を基準として判断すること。
- (3) 概ね過半の被保険者について、厚生年金保険の場合は10万1千円以上、健康保険及び船員保険の場合は6万3千円以上の賞与が支払われた場合は、報酬の支払いに著しい支障が生じている状態にないものとして、事業主に免除終了届の提出を求め、賞与支払月の保険料については免除しないものとし、免除終了確認通知書（様式6）により事業主に通知すること。
なお、賞与支払月より後の月について、報酬の支払いに著しい支障が生じているため、保険料の免除を受けようとする事業主は、改めて免除申請書（様式2）を再度申請する必要があること。

4 保険料の免除決定の通知等

保険料の免除を決定したときは、免除承認通知書（様式3）により当該事業主に通知すること。また、免除に該当しない場合は免除不該当通知書（様式4）により当該事業主に通知すること。

5 保険料の免除終了の届出及び通知

保険料の免除を受けていた事業主について、保険料の免除の要件に該当しなくなったときは、免除終了届（様式5）を速やかに提出させ、保険料の免除の終了を確認したときは、免除終了確認通知書（様式6）により当該事業主に通知すること。

6 その他

- (1) 保険料が納付された後、適用事業所から免除申請書の提出がなされ、保険料の免除に該当した場合には、納付された保険料は還付すること。
- (2) 保険料の免除の決定は、機動的改定の処理を行い、保険料計算を行った後、社会保険オンラインシステムに記録された標準報酬月額等級等により審査を行うこと。
- (3) 保険料の免除に該当する事業所については、保険料計算後において、当該事業所の保険料額の調査決定取消又は更正減額の処理を行い、保険料債権が発生していないことを確認し、納入告知書の引き抜きを行うこと。
- (4) 毎月の保険料の免除処理については、免除処理整理簿等を作成し、適正な保険料の免除記録の管理に努めること。

第4 その他

1 報告

日本年金機構本部においては、年金事務所毎の機動的改定及び保険料の免除の特例により処理した件数等について、月毎にとりまとめの上、翌月15日までに厚生労働省事業管理課あてに報告すること。

2 照会

機動的改定及び保険料の免除について、疑義がある場合には、日本年金機構本部を通じ厚生労働省年金局事業管理課まで照会されたいこと。

東日本大震災に関する被害状況申立書

日本年金機構理事長 あて

平成 年 月 日

事業所所在地

事業所名称

事業主氏名

印

電話番号

事業主記入欄 (該当する番号に「○」等を付してください。)

被害の状況

- 1. 事業所が損壊等のため、罹災証明書が交付された。
(注) 罹災証明書の写しを添付してください。
 - 2. 罹災証明書の交付を受けていないが、以下に該当する。
 - ① 大震災により適用事業所が損壊 (生産設備の損壊等も含む。) するなど直接的な被害が生じている。
 - ② 事業の実施に必要な電気、ガス、工業用水等の施設の被害や搬入道路の遮断等により被害が生じている。
 - ③ 福島第一原子力発電所の事故により、原子力災害対策特別措置法 (原災法) に基づく警戒区域、計画的避難区域又は緊急時避難準備区域の設定により被害が生じている。
(平成 23 年 6 月末日までは、原災法に基づく屋内待避指示の対象地域も含む。)
 - ④ 福島第一原子力発電所の事故により、原災法に基づく食品の出荷制限により被害が生じている。
 - ⑤ その他 (上記①から④に準じた理由により、適用事業所の事業が大震災による被害を受けた場合であって、その被害の状況を総合的に勘案し、不可避免的に休業等を余儀なくされた場合)
- ※ 2. ①～⑤に該当する場合は、被害状況等について記入してください。

事業所の形態

- 一括適用事業所等 (工場や支店等を含めて一つの適用事業所となっている場合を含む。) の場合は、以下も記入してください。
 - ア. 本社が特定被災区域にある。
 - イ. 本社は特定被災区域にないが、工場や支店等が特定被災区域にある。
 - ・ 本店、工場、支店等の全ての被保険者数 (名)
 - ・ 特定被災区域にある工場、支店等に勤務していた被保険者数 (名)

※ 年金事務所が確認をする欄ですので、記入しないでください。

年金事務所確認欄

- 事業所の所在地は、特定被災区域である。
- 一括適用事業所等の場合で、本社が特定被災区域にある。
- 一括適用事業所等の場合で、本社が特定被災区域に所在しないが、特定被災区域に所在する支社等に勤務する被保険者数が事業所全体の被保険者数の概ね過半となっている。
- 被害状況が次のいずれかに該当する。
 - ・ 罹災証明書が添付されている。
 - ・ 上記「被害状況」の①～④に該当。
 - ・ 上記「被害状況」の⑤に該当。(適用事業所の事業が大震災による被害を受けた場合であって、その被害の状況を総合的に勘案し、不可避免的に休業等を余儀なくされたと認められる。)
- 従前の報酬と比べて2等級以上の差がある。(従前の等級が第2等級の場合には、報酬月額が、厚生年金保険の場合は9万3千円未満になったとき、健康保険の場合は5万3千円未満になったときを含む。)

(備考)

厚生年金保険料
 健康保険料(船員保険料) 免除申請書
 子ども手当の拠出金

日本年金機構理事長 あて

平成 年 月 日

事業所所在地

事業所名称

事業主氏名

印

電話番号

東日本大震災により賃金の支払いに著しい支障が生じているため、保険料等の免除を次のとおり申請します。

事業所整理記号	事業所番号	免除申請月(※)
		平成 年 月分保険料 (平成 年 月末日納付分)から
免除申請月(※)の給与支払日における事業所全体の被保険者数(A)	Aのうち育児休業中で保険料が免除されている者(B)	C(A-B)
人	人	人
上記Cの者のうち休業手当の額を除いて算出した厚生年金保険の標準報酬月額が98,000円の者の人数(D)		人
上記Cの者のうち休業手当の額を除いて算出した健康保険の標準報酬月額が58,000円の者の人数(E)		人
※太枠の中を記入してください。		
被保険者のうち標準報酬月額が98,000円の者の割合(D/C)		
被保険者のうち標準報酬月額が58,000円の者の割合(E/C)		



社会保険労務士の提出代行者印
印

- 注1) 免除を申請する保険料等の口にレ点を付してください。
- 注2) 報酬の支払いに著しい支障が生じている場合とは、事業の休業等により、概ね過半の被保険者について賃金が支払われていないか又は標準報酬月額の下限(健康保険 5万8千円、厚生年金 9万8千円)に相当する賃金が支払われている場合をいう。
- 注3) 休業手当を支給している場合には、提出の際に賃金額と休業手当額が区分された賃金台帳を添付してください。
- 注4) この申請内容に疑義が生じた場合には、後日年金事務所が調査を行うことがあります。

平成 年 月 日

[事業所整理記号]

《事業所名》 殿

日本年金機構理事長

免除承認通知書

平成 年 月 日付で提出のあった保険料等の免除申請については、
下記のとおり承認したので通知します。

記

1. 免除を承認する保険料等

2. 免除を承認する期間

平成 年 月分保険料等（平成 年 月末日納付分）から承認
します。

なお、保険料等免除期間は最長で平成24年1月分保険料等（平成24
年2月末日納付分）までとなります。

(注) 平成24年2月までの間に免除該当理由が消滅したときは、免除終了届を提出してく
ださい。

あなたがこの決定に不服があるときは、この決定を受けた日の翌日から起算して60日以内に、厚生年金
保険料及び健康保険料（船員保険料）にかかるものは社会保険審査会（東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省内）に対して、子ども手当の拠出金にかかるものは厚生労働省年金局（東京都千代田区霞が関
1-2-2）に対して審査請求をすることができます。

なお、この決定の取消の訴えは、審査請求の裁決（以下「裁決」という。）を経た後でないと、提起でき
ませんが、審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないときや、この決定の執行等による著し
い損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を経なくても提起でき
ます。この訴えは、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、日本年金機構を被告として
提起できます。ただし、原則として、裁決の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

平成 年 月 日

[事業所整理記号]

《事業所名》 殿

日本年金機構理事長

免除不該当通知書

平成 年 月 日付で提出のあった保険料等の免除申請については、下記の理由により該当しないので通知します。

記

1. 免除に該当しない保険料等

2. 免除に該当しない理由

あなたがこの決定に不服があるときは、この決定を受けた日の翌日から起算して60日以内に、厚生年金保険料及び健康保険料（船員保険料）にかかるものは社会保険審査会（東京都千代田区霞が関1-2-2 厚生労働省内）に対して、子ども手当の拠出金にかかるものは厚生労働省年金局（東京都千代田区霞が関1-2-2）に対して審査請求をすることができます。

なお、この決定の取消の訴えは、審査請求の裁決（以下「裁決」という。）を経た後でないと、提起できませんが、審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないときや、この決定の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を経なくても提起できます。この訴えは、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、日本年金機構を被告として提起できます。ただし、原則として、裁決の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

厚生年金保険料
 健康保険料(船員保険料) 免除終了届
 子ども手当の拠出金

日本年金機構理事長 あて

平成 年 月 日

事業所所在地

事業所名称

事業主氏名

印

電話番号

保険料等の免除については、免除の要件に該当しなくなりましたので届出します。

事業所整理記号	事業所番号	保険料等の免除に該当しなくなった月
		平成 年 月
免除に該当しなくなった理由(下記の理由より該当する番号を右欄に記載してください。)		

※免除に該当しなくなった理由

- 健康保険(船員保険)の標準報酬月額について58,000円の者が全被保険者のうちの概ね過半を下回った。
- 厚生年金保険の標準報酬月額について98,000円の者が全被保険者のうちの概ね過半を下回った。
- 全被保険者の概ね過半を超える者に63,000円以上の賞与が支払われた。
- 全被保険者の概ね過半を超える者に101,000円以上の賞与が支払われた。

(注)・免除の要件に該当しなくなった保険料等の□にレ点を付してください。

- ・保険料等の免除に該当しなくなった月の前月分の保険料から納付していただくこととなります。
- ・理由が1及び3の場合は健康保険料の免除を受けることができません。
- ・理由が2及び4の場合は厚生年金保険料・健康保険料(船員保険料)・子ども手当の拠出金について免除を受けることができません。



社会保険労務士の提出代行者印

印

平成 年 月 日

[事業所整理記号]

《事業所名》 殿

日本年金機構理事長

免除終了確認通知書

平成 年 月 日付で提出のあった保険料等の免除終了届については、平成 年 月分保険料等（平成 年 月末日納付分）をもって免除期間が終了したことを確認したので通知します。

○ 免除期間が終了した保険料等

あなたがこの決定に不服があるときは、この決定を受けた日の翌日から起算して60日以内に、厚生年金保険料及び健康保険料（船員保険料）にかかるものは社会保険審査会（東京都千代田区霞が関1-2-2 厚生労働省内）に対して、子ども手当の拠出金にかかるものは厚生労働省年金局（東京都千代田区霞が関1-2-2）に対して審査請求をすることができます。

なお、この決定の取消の訴えは、審査請求の裁決（以下「裁決」という。）を経た後でないと、提起できませんが、審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないときや、この決定の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を経なくても提起できます。この訴えは、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、日本年金機構を被告として提起できます。ただし、原則として、裁決の日から1年を経過すると訴えを提起できません。